

令和6年度第3回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月26日（水）午後1時30分から3時12分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（12人）

会長 12番 丸谷 浩二

会長職務代理 2番 藤野 雄次

委員 4番 糠山 秀雄

5番 舘 邦夫

6番 松井 成樹

7番 三上 将治

8番 宮腰 茂雄

9番 谷川 聡志

10番 長谷川太佑

11番 林 恵子

13番 北 廣見

14番 朝倉 雪

4. 欠席委員（2人）

1番 川端 伸造

3番 北田 和彦

5. 議事日程

第1 開会

第2 会長挨拶

第3 業務報告

第4 議事録署名人の指名

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 現況証明申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議案第6号 農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想の変更について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告第2号 相続税の納税猶予に関する適格証明の報告について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

第6 その他

- (1) 7月の農業委員会定例総会開催予定について
- (2) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 山本 紹央
同補佐 高嶋 良子
主査 松村 邦弘
主事 坪川 智美

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

局 長： 皆さん、お疲れさまでございます。定刻となりましたので、ただいまよりあわら市農業委員会定例総会を始めたいと思います。
それでは、定例総会開会に当たりまして、丸谷会長よりご挨拶いただきます。会長、お願いいたします。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事 務 局： それでは、本日の出席状況についてご報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は18名でございます。なお、1番川端委員、3番北田委員、推進委員の澤田委員、南坂委員、深川委員、八木委員から欠席の届出がございます。9番谷川委員、13番北委員、14番朝倉委員、推進委員の中嶋委員につきましては、遅刻でございます。したがって、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事 務 局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。
【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては丸谷会長にお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、10番長谷川委員、11番林委員にお願いいたします。

◇ 議 事

議長： 日程第5、議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局： 私のほうから、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。2ページにお進みください。

今回、1件の申請がございました。

1番につきましては、譲渡人は大溝3丁目にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は権世にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇〇さんの耕作面積は2,830㎡でございまして、耕作人員は1名、申請農地は権世地係の畑138㎡でございます。贈与による所有権の移転でございまして、3ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件を満たしていると思われまます。

以上で説明を終わります。

議長： 次に、地区担当委員の説明ですが、13番北委員は、今、遅刻をしておりますので、事務局の説明に代えさせていただきます。

それでは、これらの案件につきまして、ご質問はありますか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長： 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、ご説明させていただきます。4ページをお開きください。

今回、案件としては6件の申請がございました。

番号1番につきましては、譲渡人は坂井市春江町にお住まいの〇〇〇〇さん、譲受人は福井市の〇〇〇〇でございます。申請の土地につきましては東善寺地系の2筆で、登記地目は田、面積は合計951㎡でございます。申請地の位置図、付近図は7ページとなります。用途につきましては駐車場用地でございます。事由につきましては、申請人は金融業を営んでおり、所有権を移転し申請地に隣接する店舗用の駐車場を整備したいとのことでございます。施設の計画図につきましては、8ページをご覧ください。権利の種類につきましては、所有権の移転で、こちらの農地区分につきましては、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連担する地域の農地ということで、第3種農地でございます。第3種農地につきましては原則転用が可能となっております。

番号2番と3番につきましては、貸付人は山室にお住まいの〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、借受人は福井市の〇〇〇〇でございます。申請の土地につきましては、山室地系の2筆で、登記地目は畑、面積は合計1,875.95㎡でございます。申請地の位置図、付近図は9ページとなります。用途につきましては、水稻育苗保温庫及び米・麦集荷施設でございます。事由につきましては、申請人は賃借権を設定し、申請地に金津地区生産者用の水稻育苗保温庫及び米・麦集荷施設を建設したいとのことでございます。施設の計画図につきましては、10ページから13ページをご覧ください。権利の種類につきましては賃借権の設定で、こちらの農地区分につきましては農振農用地でございます。農振農用地につきましては、原則転用ができませんとなっておりますが、農業用施設ということで例外的に許可が可能と判断されるものでございます。

番号4番と5番につきましては、譲渡人は熊坂にお住まいの〇〇〇〇さんと、福井市にお住まいの〇〇〇〇さん、譲受人は熊坂にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては、熊坂地系の2筆で、登記地目は田、面積は合計326㎡でございます。申請地の位置図、付近図は14ページとなります。用途について資料には庭の造成と書かれていますが、一部駐車場としても利用する計画とのことでございます。理由につきましては、申請人は所有権を移転し、住宅に隣接する申請地に庭と駐車場を増設したいとのことでございます。施設の計画図につきましては、15ページをご覧ください。権利の種類につきましては、所有権の移転で、こちらの農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小規模な農地ということで、第2種農地でございます。第2種農地につきましては、代替性がない場合、もしくは例外規定に該当する場合に転用が可能でございます。今回は集落に

接続して設置される施設のため、許可できるものと判断しております。

番号6番と7番につきましては、譲渡人は稲越にお住まいの〇〇〇〇さんと、春宮三丁目にお住まいの〇〇〇〇さん、譲受人は市姫五丁目の〇〇〇〇でございます。申請の土地につきましては、市姫五丁目地系の2筆で、登記地目は田、面積は合計1,802㎡でございます。申請地の位置図、付近図は16ページとなります。用途につきましては資材置場でございます。事由につきましては、申請人は所有権を移転し、申請地に資材置場を整備したいとのことでございます。施設の計画図につきましては17ページをご覧ください。権利の種類につきましては、所有権の移転で、こちらの農地区分につきましては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地ということで、第1種農地でございます。第1種農地につきましては、原則転用ができないとなっておりますが、例外規定に該当する場合に転用が可能です。今回は集落に接続して設置される施設のため、許可できるものと判断しております。

番号8番につきましては、譲渡人は下番にお住まいの〇〇〇〇さん、譲受人は下番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては、下番地系の2筆で、登記地目は畑、面積は合計290㎡でございます。申請地の位置図、付近図は18ページとなります。用途につきましては、資材・農業機械置場でございます。事由につきましては、申請人は所有権を移転し、申請地に資材・農業機械置場を整備したいとのことでございます。施設の計画図につきましては19ページをご覧ください。権利の種類につきましては、所有権の移転で、こちらの農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない小規模な農地ということで、第2種農地でございます。第2種農地につきましては、代替性がない場合、もしくは例外規定に該当する場合に転用が可能です。今回は農業用施設の整備のため、許可できるものと判断しております。

番号9番につきましては、貸付人は下番にお住まいの〇〇〇〇さん、借受人は〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては、下番地系の4筆で、登記地目は畑、面積は合計321㎡でございます。申請地の位置図、付近図は20ページとなります。用途につきましては、個人用住宅の建築でございます。申請人は使用貸借権を設定し、申請地に個人用住宅を建築したいとのことでございます。施設の計画図につきましては、21ページ、22ページをご覧ください。権利の種類につきましては、使用貸借権の設定で、こちらの農地区分につきましては、上水道、下水道が埋設されている道路に面しており、かつ、おおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設などが存在しているということから、第3種農地と判断されるものでございます。第3種農地につきましては、転用が可能となっております。

以上で説明を終わります。

議長： 次に、地区担当委員の説明を求めます。番号1番について、2番藤野職務代理者

お願いいたします。

- 2 番：〇〇〇〇さんがお見えになり、顧客用ではなくて従業員用の駐車場がないということで、ここを駐車場にしたいという説明がありました。特段問題はないかと思われます。

議 長： ありがとうございます。

次に、番号2番と3番につきましては、関連していますので、続けて4番糠山委員お願いいたします。

- 4 番： 水稻の育苗保温施設と麦の出荷の施設を建設したいということで、事務局の説明のとおり問題はありません。
以上です。

議 長： ありがとうございます。

次に、番号4番と5番につきましても、関連していますので、続けて11番林委員お願いいたします。

- 11 番： こちらも現地を見てきたんですけれども、事務局の説明どおりで特に問題はないと思います。
以上です。

議 長： ありがとうございます。

次に、番号6番と7番につきましても、関連していますので、続けて5番館委員お願いいたします。

- 5 番： 当該地はいわゆる丸岡街道に隣接する田んぼですけれども、周りにはもう既に住宅地になっておりまして、そこに〇〇〇〇が資材置場を整備したいということですので、特に問題ないと考えます。
以上です。

議 長： ありがとうございます。

次に、番号8番につきまして、7番三上委員お願いいたします。

- 7 番： 事務局説明のとおり、何ら問題ないと思います。

議 長： ありがとうございます。

最後に、番号9番につきましては、2番藤野職務代理者お願いいたします。

2 番： これは、息子さんの住宅を本宅の近くに建設したいというお話を聞きました。問題はないかと思います。

議 長： ありがとうございます。

次に、本件につきまして、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、6番松井委員に調査結果の報告をお願いいたします。

6 番： 今日は事務局と三上委員と3人で現地調査をしましたが、何ら問題はないと思われます。
以上です。

議 長： ありがとうございます。それでは、ただいまの案件につきまして、ご質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

質問がないようですので、採決に入ります。なお、番号8番につきましては、○番○○○○委員が関係していますので、まず、8番を除くほか8件について、先に採決をいたします。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、県に進達するものといたします。

○番○○○○委員、退室してください。

(○番○○○○委員退席)

それでは、番号8番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、県に進達するものといたします。

◇ 議案第3号 現況証明願について

議 長： 次に、議案第3号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： それでは、議案第3号「現況証明願について」、ご説明させていただきます。24ページをご覧ください。

今回、案件としましては1件の申請がございました。

番号1番につきましては、申請人は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては、北潟地係で、面積は211㎡、登記地目は畑、現況は非農地でございます。申請地の位置図、付近図は25ページになります。事由につきましては、申請地は昭和15年頃までは家庭菜園として利用されていましたが、同年より寺の庫裏を建築し、以後宅地として利用され、現在に至っているとのことで、今回地目変更したいとのことでございます。

以上で説明を終わります。

議 長： それでは、地区担当委員の説明に移ります。番号1番について、10番長谷川委員、お願いいたします。

10 番： 事務局の説明どおりなのですが、これをもうお寺のほうに寄附をするということでお話を聞きまして、区長さん等にも判こをいただいていたので、判こを押しました。

以上です。

議 長： ありがとうございます。

次に、本件につきまして、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、6番松井委員に調査結果の報告をお願いいたします。

6 番： 今日、先ほど申しましたように3人で現地調査をしましたが、もう庫裏が建つてますんで、何ら問題はないかと思えます。

以上です。

議 長： ありがとうございます。それでは、本案件につきまして、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、採決に入ります。議案第3号「現況証明願について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、承認することといたします。

◇ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議 長： 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： では、議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に

ついて」を、ご説明いたします。26ページにお進みください。農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されましたので、その決定を求めます。

27ページにお進みください。公告予定日につきましては令和6年6月28日金曜日でございます。借手は1人、貸手は1人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が5筆、1万8,347㎡、うち再設定が5筆、1万8,347㎡でございます。期間別内訳は、10年の田が5筆、1万8,347㎡でございます。

28ページにお進みください。集落別内訳につきましては、中番の田が5筆でございます。利用権移転、所有権移転につきましてはございませんでした。

29ページにお進みください。集積計画の決定についてでございます。1番につきまして、借受人は〇〇〇〇でございます。中番の田5筆でございます。利用目的は水稻で、賃借権の設定、10a当たり賃借料は米1俵相当額でございます。期間につきましては、令和6年7月1日から令和16年6月30日まででございます。再設定でございます。

これらの農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に規定された要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長： 本案につきまして、ご質問はありませんか。
よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

◇ 議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長： 次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）」に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）」に対する意見について」を、ご説明申し上げます。30ページにお進みください。

農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。31ページにお進みください。

再貸付分の農用地利用集積等促進計画（案）でございます。利用権の設定を受け

る土地は、田中々の田1筆でございます。10アール当たりの賃借料は1万5,000円です。当初の転借人は〇〇〇〇さんでしたが、地域内の協議による再転貸の理由により、変更後の転貸人は〇〇〇〇さんでございます。

以上で説明を終わります。

議 長： 本案について、ご質問はありませんか。

よろしいですか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、採決に入ります。「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

これ、期間ってどうなるの。

事 務 局： 令和7年の3月31日までの期間です。

議 長： ああ、半年間やろ。半年間ということやね。

半年やろ、大体。8月からだもん、3月までの。

事 務 局： はい。

議 長： で、その後もう1回、契約するということやろ。

事 務 局： はい。その後は、また新たに契約となる予定です。

◇ 議案第6号 農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想の変更について

議 長： 次に、議案第6号「農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想の変更について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： 議案第6号「農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想の変更」につきまして、私のほうからご説明申し上げます。

今回あわら市より、別添のとおり、農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想の変更をしたいという旨の通知がございましたので、今回、同意を求めるものがあります。資料につきましては、お手元の資料32ページと、事前に委員の皆様にはお送りさせていただいています資料、両方使いまして簡単にご説明いたします。

まず、この基本的な構想についてでございますが、32ページの概要のほうをご覧

ください。1 基本構想を改正する経緯とございます。昨年度も、皆さん覚えていらっしゃるかと思いますけれども、変更がございました。昨年度の変更の内容につきましては、農業を担う者の確保と育成、また、地域計画についての文章を追加して、その他文言の整理を行いました。今年度は、32ページの2改正案の内容とございますが、こちらのとおりでございまして、主に3つの点について改正を予定しているものでございます。

改正の内容の①所得及び労働時間の目標についてでございます。こちらにつきましては、特に効率的かつ安定的な農業経営と書いてありますけれども、いわゆる既存農家、認定農業者の方を指しております。こちらの方の目標につきましては、改正前は450万円と限定的であったものを、改正後につきましては400万円から500万円と幅を持たせたということになります。既存の認定農業者さんの作付する品目につきましては、それぞれ多種多様となっておりますので、一概に450万円と線を引くことが非常に難しく、幅を持たせましてより多くの方にこの金額を目指していただくというふうにしたいということでございます。なお、新たに農業経営を営もうとする青年と書いてございますが、こちらは新規就農者の方を指してございます。こちらの方につきましては、改正前、改正後、変更はございません。

そして、②効率的かつ安定的な農業経営の基本指標及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標、ちょっと長いんですけども、こちらのお送りしている資料の6ページをご覧ください。こちらについて、この表の中を一部更新、修正するということになります。

具体的に幾つか申し上げますと、6ページでありますと、一番下の段、野菜单一従事人、人数1人の場合ですけれども、こちらは今増加傾向にございますネギ農家さんの作付経営面積を修正し、次のページ7ページの一番上の上段、こちらについては丘陵地でもミディトマトを作付する農家さんが多いということなので、こちらをミディトマトに作付野菜品目を修正し、面積なども一部差し替えというふうにしてございます。同じこの7ページの中段には、果樹単一、従事人数2人とありますけれども、こちらに果樹、梨農家さんの事例を差し込みました。丘陵地のほうでは、梨農家さんたくさんいらっしゃいますけれども、事例が今までなかったということです。この事例をこちらの中段のところに差し込んでございます。同様に8ページ、9ページにまたがっておりますけれども、こちらの経営規模と作付品目、面積など一部見直してございます。こちらの指標につきましては、経営において優良と認められる県内の農家さんのデータを基に県が作成したものの中から、あわら市によくある事例を引き抜きまして本構想に採用したものでございます。

そしてすいません、32ページ③、最後でございます、農地利用集積円滑化事業に関する事項の削除でございます。こちらについては、同じく事前にお送りしている基本的な構想の中の27ページから31ページまで、こちらについて全面削除するもの

でございます。理由としましては、この円滑化事業ですけれども、平成20年度に始まりまして平成26年度まで、中間管理事業ができましたことに伴いこの円滑化事業というものが中間管理事業に統合されましたので、ついては平成26年度以降、新規の円滑化事業の契約は発生していないという現状でございます。26年度以前に円滑化事業で結ばれた契約というものは、契約期間中は有効であるということでこれまで残してきておりましたが、26年から今年で10年を経過するということになりますので、この円滑化事業での契約期間が残っている契約というのはほぼなくなるということで、今回全面削除をするというものでございます。

基本構想の改正について、概要について説明は以上でございます。また具体的な変更の内容につきましては、お送りしている資料の赤字の部分でございます。

私からの説明は以上でございます。

議 長： ただいま説明が終わりました。この件につきまして、ご質問を受けたいと思います。

5 番： まず、この基本構想の改定というのが、最初その文面としてあわら市からこの農業委員会に諮問があったというふうな形ですけれども、あわら市のどの部門からの依頼なんでしょうか。

事 務 局： あわら市経済産業部農林水産課でございます。

5 番： じゃ、農業委員会は、基本的に農林水産課の下部組織に入る形になってますよね。そうじゃないですか。したら何が言いたいかというと、要するに、一応あわら市からの諮問というような形取ってますけど、基本的には農林水産課内の自己完結型の話じゃないかなと思うんですけど、そういう認識で間違いないですか。

事 務 局： 自己完結というところとちょっとあれなんですけれども、この基本構想について農業委員の皆さんに、農業者の皆さんに、意見を聞くことということが重要視されておりますので、こちらの基本構想について実際のところ修正、作成している担当は私でございますけれどもあくまでも農林水産課の職員としてこちらを修正しております。ただあくまでも、私がと言うとあれなんですけど、農林水産課がいいというよりも、農業委員会の農業委員の皆さんにこの内容で問題ないか意見を聞くことというふうに決まっておりますので、自己完結とはちょっと違うというふうになります。

5 番： 今の件は、一応理解しました。
次に質問ですけど、この32ページの新たに農業経営を営む青年とありますが、

これ具体的に、年どれぐらいの方がいらっしゃるか、何か数値把握されてますか。

事務局： 例年5名前後が新規に就農される、近年そのような数字でございます。

5 番： その人たちは、全然農業とは関係ない職種から入ってきたのか、それとも、よその県、どこから移住みたいな形で入ってこられたとかってというのは、何か分かってますか。

事務局： ほぼほぼ県外から、福井県に園芸カレッジという施設がございますので、そちらで2年間勉強されて丘陵地に入ってくるというケースがほとんどでございます。そんな関係で県外出身の方が多いということでございます。

5 番： ありがとうございます。

議長： よろしいですか。
ほかにご質問はありませんか。

10 番： これを作成して何が変わるんですかというのをちょっと聞きたいんですけど。多分ほかでも言われてると思うんですけど、何を基に、平場と山間地では全然違いますし、どこかの平均だとか、どこを取って数字が上がってきているのか。

事務局： こちらにつきましては、福井県内の農家さんのデータを福井県が集計して、この目標とする数字を設定してございます。長谷川委員が今おっしゃったとおり、数字的には非常に難しいところもございます。ただ、もちろんこの数字を目指してやっていただくということで設定しておりますので、この設定の数字というのは農業が魅力ある職業として、産業として、農業やりたいという人を呼び込むための数字でもございますので、数字としては高く設定されているというのは、私どももそういった認識はございます。

議長： よろしいですか。大変厳しいわな。

10 番： 3番なんですけど、中間管理事業に移行されてますけど、全然円滑化できてないんですけど、円滑化できるようにしてほしいんですけど、結局は今までどおり地権者と耕作者の話し合いで全て耕作者側が動いているんですけど、ほかの契約にしても全て耕作者が結局やってる仕事なんで何も円滑化も変わってもないんですけど、この辺はいかなものかなとはいつも思ってます。

以上です。

事務局： 長谷川委員のおっしゃるとおりで、非常に私どもも、中間管理機構につきましては本当に憤りは感じております。中間管理機構が今行っている事業としましては、地代の振り込み、そして書類の作成ということに専念されているようでして、実際に地権者の方が耕作者さんと相談して私どものところに話を持ってきてくださるという状況の中で、そういった声は非常に多く上がっている。それも中間管理機構は分かっている修正しないとか、方向転換しないということで、非常に私どもも憤りは感じております。そういったことは何度も事あるごとに話す機会がございますので話してはきましたが、福井県は事前マッチング制ですの一言で解決できないというのは非常に、今長谷川委員がおっしゃったとおり、中間管理事業自体10年経過したわけなんですけれども、そろそろ気がついてほしいなど。農業者の皆さんや地権者の皆さんが求めていることは何かということを、改めて10年たちましたので、考え直してほしいなどということは、これからは私どもも中間管理事業には訴えていくつもりでございます。

議長： よろしいですか。
ほかにご質問はありませんか。

2 番： せっかくの機会なので、3ページの2ですけど、今回のこれは前回決まったことかもしれないんですけど、これ読んでいて、これはちょっと無理になってきてんじゃないかなというところを感じたので意見を言わせてもらいますけども、2番の赤字で消されたところの下ですね、「農業経営の悪化さらには高齢化や担い手不足などで農業経営の意欲が減退し、離農、耕作放棄など遊休農地の増加が懸念されることから」の後ですけど、結局規模拡大をさらに促進することが重要であると、担い手にね、もうこれかなり今無理になってきてんじゃないかなと。何か新しい方策を考えていかないと受け手がもう大体飽和状態になっているとか、面積に関して、まだ余裕のある方もいらっしゃると思うんですけど。このままの文言で当面はいけるかもしれんけど、二、三年の間にもう手いっぱい間違いはないかなと、この方針でいくんならね、ということをやっとだけ言わせてもらいます。

事務局： この基本的な構想につきましては、刻々と農業を取り巻く状況、あわら市内でも変わってございますので、県の基本方針が5年ごとに見直されている関係で私どもも5年に一度基本構想も見直すということになっております。

今、藤野職務代理者がおっしゃったとおり、数年でここに書いてある状況とはまた変わるということですので、そういったことも含めまして、今後も更新内容につ

きまして、実際の農業者である皆さんにご意見聞きながら修正してまいりたいと思います。

議 長： ほかにご質問ありませんか。

4 番： ちょっとお願いします。4ページですけども、6次化等の安定かつ収益性の高い農業経営を目指す。将来的には、一応高いことを目指すんかもしれませんが、今現在、何を作って、参考のために言いますけども、米とか野菜もんとか加工品とか作るの、ちょっと今現在、私どもにとっては無理やと思います。

で、6次化等というのはどういう意味ですか。ちょっと教え…。

事 務 局： 作るだけのみならず、自分たちで作ったものを用いて、さらに農産物加工品など取り組むといった、さらに進んだ農業、農業といいますか、加工なども取り入れたさらに収益を目指した農業経営というものになります。

4 番： もう1つちょっとお伺いします。

農地利用集積円滑化の事業という、全部削除されているんですけども、これを読むと27ページから29ページまで全部削除ということになりますわね。ということは、新しくそういう、また改正するということは文書か何か出てきますか。

事 務 局： 円滑化事業に代わる事業としましては農地中間管理事業がございますので、そちらが平成26年に事業としても立ち上がっていますので、円滑化事業は中間管理事業に吸収されたような形となっております。ですので、円滑化事業に特化してこちら載ってございますので、円滑化事業自体はもう事実上ないということで削除してあります。何かここにまた違う文書を差し込むということは考えておりません。

4 番： じゃ、円滑化とか別ですけども、実際、人・農地プランとかそういったところは変わりはないと、今までどおりにやってくと。

事 務 局： 人・農地プランは、地域計画が出来上がりました時点で、人・農地プランから地域計画に移行されますので、それまでは人・農地プランは有効です。地域計画は令和7年の3月策定を目標に今進んでおりますので、それまでは人・農地プランというのは、人・農地プランとして残っております。

議 長： ほかにご質問よろしいでしょうか。どうでしょうか。

山口推進委員： 先ほど、中間管理機構に対して憤りを感じているとおっしゃいましたが、具体的にはどのようなことでございますか。

事務局： 書類を作成していると言いましたが、書類は私どもも作成しています。全て作成しているわけではありません。向こうが作った書類は、私どももう一度点検する必要がありますし、地権者の方、耕作者さんから話があった件につきましては、自分たちで書類を作っています。地代の振り込みは私どもしていませんけれども、地権者さんや耕作者さんからいろんな相談受けることも私たちが全てですし、中間管理機構に直接お問合せなどあるようですが、お問合せあっても市役所の窓口で電話してくださいの一言で終わるようですので、一体何のためにいらっしゃるのかなというのは思っています。

地権者さんや耕作者さんが一番求めているのはマッチングだというふうに認識しております。地権者の方におかれましては、自分の土地をやはり有効活用したいということで作ってくれる人を探してほしい、耕作者さんも事情があって耕作を辞めたいというふうになっても、次の耕作者さんを連れてきてくださいというふうに機構は言いますので、地権者さんや耕作者さんにとってもマッチングされないという状況は非常に厳しいものだと思います。

マッチングできないということで市役所のほうに相談があるわけなんですけれども、私どもとしましては、分かる範囲では近くの耕作している方の名前を教えたり、こういった方に当たったらどうやというような相談はできますが、実際のところマッチングというのはもうお互いの条件だつたりによるところが大きいということなので、非常に私どもとしてもそのマッチング事業ができないということは、本来中間管理事業はそういったことを期待されて存在してるというふうに思っていますので、そういったことができない、皆さんが一番期待していることができない中で、書類の作成に専念している。それも専念してと言いながら、私どもがほとんどは作ってる。一体何のためにあるのかなというのは、私どもあわら市の職員だけではなくって福井県内の職員、事前マッチング制だつて言っているのは福井県だけではないようですので、いろんな市町の職員の方は同じようなことを思っているのではないかなというふうに思います。

議長： よろしいですか。せつかくの機会ですから。

辻下推進委員： すいません、いいですか。中間管理機構という言葉が出てくるんで、前々から中間管理機構というのは、一体どこでどういう立場の人間が、一体何人でやっているんやというのはあんまり見えてないんで、説明できる範囲でお願いできますか。

事務局： 中間管理機構は福井農林水産支援センターといいまして、福井市松本に事務所が
ございます。職員の人数までは把握していませんけれども、利用権の設定、土地の
貸し借りですよね、そういった、あわら市というか全県一緒でしょうけど、担当し
ている人は1人、2人ですかね、の職員で事業をされているところでございます。

辻下推進委員： 組織として考えた場合に、立場的にはどういう立場の人間なんですか。

事務局： 立場というのはちょっと難しいところがあるんですけども、中間管理機構は福
井県の職員が出向して中に入ってるというも聞いていますし、現地の職員採用の職
員もいるという中で、ちょっと立場はどうなんかって言われると、私どもと中間管
理機構は、私どもとしては対等と思っていますし、監督責任という意味では福井県
があるというふうには思っています。

辻下推進委員： 一応、最後お聞きしますけど、あわらの担当が例えば2人とかって言ってい
ましたけども、あわら市としてはそれが妥当だと思ってますか。

事務局： 仕事の内容としてはそんなにないはずですので、あわら市だけを担当しているん
ではないと思うんですけども、マッチングせずに書類を作ったり市町から上がっ
てきた話を聞くだけであったら、それでも十分なのかもしれません。

辻下推進委員： 仕事の量があんまりないんじゃないかって言っている割には仕事をやってく
れないということは、これはどっかに矛盾を感じてるんで、的確に言うところだと思
いますか。

事務局： それは私には分かりません。分かりませんが、もともとマッチングするつ
もりがなかったんだと思います。ですから、そのような採用人数だったのかなとい
うふうには思います。

辻下推進委員： 事務局長、農政課長としてはどうやろう。

局長： 農地中間管理機構のことですけれども、農地バンクと通称言われているんですね。
我々も最初聞いたときは、出し手側と受け手側のマッチングをしてくれるもんやと
いうふうに認識してたんですけども、実際はその中間管理機構でマッチングはし
てくれないということが一番ネックなんだろうなと思ってます。実際中間管理機構
がやるのは、貸し手側、受け手側がそろった状態で契約書を作る、あるいは年貢を
お支払いするというような事務をやっているだけで、それ以外の書類をそろえたり

というのは地元の行政機関、市役所がやっているということなんですね。そこに乖離があって、本当はマッチングを主としてほしいのに、それがされていないというのが一番問題点なのかなというふうに考えています。

辻下推進委員： マッチングをする気がないところと、してほしいというところがあって、結果的にはあわら市がやっているということなんでしょう。

事務局： 結果的に求められることはありますが、私どもでやはり解決できないことがほとんどでございます。解決することができなくて宙に浮いてしまうということも時々ございます。次の作り手が見つからないという状況になって、次の耕作者が見つかるまでの間、宙に浮いてしまうということも、今のところはないんですけども、これまではなかったというか、周りの耕作者さんが手を差し伸べてくれるではないんですけども、頼まれて、もうあそこは作り手がなくなったって聞いて、本当は作るのは嫌なんだけど作るというふうに周りの耕作者さんが見かねて手を差し伸べるというケースがほとんどでしたので、ただ今後は、そうは言っても農業も経営でございますので、常日頃手を差し伸べてくれるばかりではありませんので、今後は作り手が見つからないということも考えられます。どうすることもできないということです。

議長： よろしいですか。今、恐らく10年、大体たつんだろうなと思います。で、当初契約した方が、再契約という時期が、もう今年か来年かに来るだろうと思います。そこでどうなるかは何とも言われませんが、中間管理事業として成り立つかどうかというのは、そこら辺にあるのかなとは思いますが。

でもこれから耕作していく上では、中間管理を通して借受けをするという形しか道が残ってませんので、そういう方向には進みますけども、今までのような形では耕作はしていかないだろうなという思いはしています。していかないというか、されないだろうなという形。5年、10年後には作り手が足りないという状況がもう目に見えてますので、こういう事業は破綻するんだろうなと思います。それぞれ思いがあるだろうと思いますが、自分はそういうふうに見ております。

当初、中間管理事業というのは肝煎りで始まったわけですが、当初は、国会では、作り手に水田を渡して作っていただくということで、作りにくいところは土地改良して渡すというところまで話が行っておりました。そういうことを期待していたわけですが、福井県に下りてきたときには全くそういうことは表には出ずに、ただ作り手と貸し手が話をして合意を受けたものだけ受けますという形でやってこられました。そして、その時分はまだ耕作をされている方がたくさんおったわけですが、離農すると幾ら幾ら、離農すると幾ら幾らということで、そうい

うことを補助金で上乗せして中間管理事業の点数を上げたのも福井県でした。そういう話が度々出るわけですけども、そういった状況の中で、国のほうから補助金を取ってきたというのも、今までにあったことだと思います。ですから、本来本当に農業者とか農家とかということを考えてやったのではないなというふうに今は思っております。

当初、あわら市の中間管理事業が始まる時に、農業委員会の職員の方には「今にあんたらひどい目に合うようになるよ」と、言った覚えがあります。ですから、県から下りてきたものを全て市町村の職員がこなさなあかんような時代が今は来ているわけだと思います。幾ばくかの費用で、これを今職員の方が頑張っておられるのも事実だと思います。これから先は分かりませんが、そういった昔のようなことにはならないなというふうに思います。荒れ地が増えてくるんじゃないかなというような思いは持っておりますけれども、いかんせん年がいてしまいますので、どうにもならないことだと思います。

皆さんもいろんな思いがありましたらお話をいただければと思います。

- 2 番： 中間管理機構はこの現状を改善しようという気がなかったら、計画も何もなかったら、ずっとこの状況が続くということですね。中間管理機構を、監査というか上の責任者の方はどういうふうに考えているのかなと、そこはやっぱ大事やなど、県の農林水産部やと思うんですけど。

やっぱ各市町村の職員の不満がたまっているということが、声が届いているか届いていないかも大事やと。そういう会議があったらね、会長なりが行って、そういう意見があるよということもね、言ってもらえれば少しは改善されるかなと思いますし。

それと、常に中間管理機構って、マイナンバーカードのように何か補助金等のポイントに上がってるんですよ。この間、うちちょっとそういう書類出したら「中間管理機構を利用していますか」とあるんです、項目が。もちろん丸つけましたけども、ここも何か問題があるのかなと。ちょっとさっきのできた当時の補助金の話で今思い出したんですけど、当時あれ、40億ぐらい福井県に入ったってね。それで大きな土地改良の工事はしたというのは聞いていますけども。

議長： よろしいですか。

あまり時間ありませんので、この辺で採決に入りたいと思います。

よろしいですか。

議案第5号「農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想の変更について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

◇ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議長： 次に、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、ご説明いたします。33ページにお進みください。

今回、12件の届出がございました。全て相続による所有権の移転でございます。

1番の届出につきましては、古屋石塚の畑1筆でございます。権利取得者は古屋石塚にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成27年10月30日でございます。

2番の届出につきましては、牛山の畑1筆でございます。権利取得者は牛山にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和4年1月21日でございます。

3番の届出につきましては、前谷の田3筆でございます。権利取得者は上野にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は、平成21年3月15日でございます。

4番の届出につきましては、北潟の田7筆、畑5筆、蓮ヶ浦の田1筆でございます。権利取得者は、北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は、令和5年1月26日でございます。

5番の届出につきましては、角屋の田4筆、畑1筆でございます。権利取得者は二面にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は、平成30年12月13日でございます。35ページにお進みください。

6番の届出につきましては、角屋の畑1筆でございます。権利取得者は、二面にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は、平成30年12月13日でございます。

7番の届出につきましては、宮谷の田4筆、山室の田3筆、畑6筆、菅野の畑2筆でございます。権利取得者は、山室にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は、令和6年3月16日でございます。

8番の届出につきましては、二面の畑1筆でございます。権利取得者は二面にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は、平成26年2月13日でございます。

9番の届出につきましては、城新田の畑1筆でございます。権利取得者は城新田にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は、令和6年1月30日でございます。

10番の届出につきましては、市姫五丁目の田3筆、新の田3筆、南金津の田2筆、伊井の田1筆、稲越の田5筆、畑1筆でございます。権利取得者は、稲越にお住ま

いの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は、令和5年12月21日でございます。
続きまして、37ページにお進みください。

11番の届出につきましては、権世の田5筆、畑1筆でございます。権利取得者は
福井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は、令和6年4月24日
でございます。

12番の届出につきましては、下番の田2筆、畑2筆でございます。権利取得者は
下番にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は、平成21年12月9日で
ございます。

以上で説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。

ただいまの本件について、ご質問はありませんか。

5 番： ここに書かれていることとは直接は関係ないんですけども、相続による所有権移
転という名目なんでちょっと参考に聞きたいと思ったんですけども、相続が発生し
たときに相続放棄をされる方というのも最近かなりいるんじゃないかなと思うんで
すね。そのときの田んぼ、畑については、事務局というのは、どの田んぼや畑が相
続放棄されて国の財産になるという何かそういうのは把握されていらっしゃるんで
すかね。

事 務 局： あわら市内では相続放棄されて国の国庫に移ったという案件はまだないんですけ
れども、以前農業会議で聞いた説明だと、法務局で国庫に移すとなった場合、法務
局のほうから市のほうへ紹介というかそういったものがかかってくるそうなので、
そういったときに把握できるのかなと思っています。

議 長： ほかにご質問ありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、報告第1号を終わります。

◇ 報告第2号 相続税の納税猶予に関する適格証明の報告について

議 長： 次に、報告第2号「相続税の納税猶予に関する適格証明の報告について」を、議
題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： それでは、38ページをお開きください。報告第2号「相続税の納税猶予に関する
適格証明の報告について」を、ご説明いたします。今回、1件の証明願がございま
した。

1 番につきまして、相続人はあわら市舟津にお住まいの〇〇〇〇さん、被相続人は〇〇〇〇さんでございます。表に記載の特例適用農地として、舟津の6筆の田について相続税の納税猶予に関する適格者証明を発行いたしました。

以上で説明を終わります。

議 長： 本件についてご質問ありませんか。

5 番： これ、一体何を証明するんですか。

事 務 局： 相続税の納税猶予に関する適格者であるということを証明いたしております。

5 番： 基本的な理解は、納税猶予という言葉が出てくるところをみると、田畑については20年間やってれば相続税が猶予されるという制度がありますけども、そういう対象の田畑であるということを証明するということですか。

事 務 局： はい。田畑である、その農地である要件を満たしていることと、あと被相続人の方、相続人の方の要件を満たしていれば証明書を発行するということになっております。

5 番： この適格証明書をいただいた人は一体何をやるんですかね、これで。

事 務 局： こちらの農業委員会が発行いたしました証明書を添付した上で相続税の納税猶予の申請を税務署にされるものと考えられます。

5 番： 普通は、私の場合もそうだったんですけど、相続手続の中で既に納税猶予にしちゃうというのが普通だと思っているんですけども、わざわざ納税猶予の証明をしないといけないというのはなぜかなって、ちょっと素朴な疑問が出てくるんですけど。こういう事例というのは、何回も過去あったことですか。

事 務 局： 過去に遡りますとめったにないのですが、過去に平成17年の10月と平成18年の10月に証明書を発行しております。それ以降は今回が初めてです。

5 番： いずれにしろそういうフォーマットは存在するんですね。だから農業委員会でそういう証明書が出せるという形になるんですかね。

事 務 局： はい。そういう証明書の様式があります。

議 長： ほかにご質問ありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、報告第2号を終わります。

◇ 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議 長： 次に、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： それでは、39ページをお開きください。報告第3号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」を、ご説明いたします。今回、1件の届出がございました。

番号1番につきましては、〇〇〇〇さんの田1筆で、賃借人は〇〇〇〇でございます。売買のための解約でございます。

以上で説明を終わります。

議 長： 本件について、ご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ご質問がないようですので、報告第3号を終わります。

◇ その他(1)

議 長： 次に、その他の(1)「7月の農業委員会定例総会の開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 7月の定例総会につきまして、7月26日金曜日午後1時半から開催いたしたいと思えます。

議 長： ただいま7月の農業委員会定例総会の開催日が説明ありました。このことについてご意見ありませんか。よろしいですか。

日程的なご意見がありませんので、事務局説明のとおり7月の定例総会は7月26日金曜日午後1時30分から開催することといたします。

◇ その他(2)

議 長： 次に、その他の(2)その他について、事務局の説明を求めます。

事 務 局： 【説明】

議 長： 続いて、よろしいですか。
ほかにその他はないですか。

事 務 局： 【説明】

議 長： 今のことを含めて、ご質問はありませんか。
よろしいですか。
(質問、意見なし)
ご質問がないようですので、その他の(2)を終わります。
ちょっと時間超過しましたが、ほかにご意見ありましたら承りたいと思います。

10 番： すいません。うちの近くの畑で、道と一緒に埋立てをして畑をするという、〇〇
〇〇さんの看板のところですかね、一向に作物が植わってないんですけど、それはど
ういうふうな形になってるんですか。

事 務 局： 一応、〇〇〇〇さんのほうに確認させていただきながら、今後どうされるかとい
うのはまた確認し続けていきたいとは考えています。

10 番： それと、以前に多分僕来れてないんですけど、ソーラーパネルの下で作物をやっ
てるの、うちお願いされてやっているんですが、最初は本人がやられててソーラー
パネルを下で作物を作るということでスタートして、電柱がないところでも地権者
に挨拶をしに行って、うちはちょっと邪魔になるから止めてほしいというあれだっ
たんですけど、地権者がオーケー出したんでということでずっと電柱を立てていっ
たんですね。自分も協力しようと思ってしたんですが、結局最終的に誰も作り手が
いないということで、うちのほうでソバを作るようにしたんですね。実際ほかの作
物ということで、できないのかというのでは委員会では多分上がっていたと思うん
ですけど、結局日光が当たらないのに作物はできないんですよ。ソバをやってい
るのは、青刈りですよ。そこで採れるかといったら、正直難しいです。うちの作
物と合わせて出すという形をこっちでやっているもんなんのでできるだけであって、
本当に難しいんで、いいとこの補助だったんで、オーケー出すのもやっぱ慎重にな
ったほうがいいんじゃないかなというのが1つと、耕作者がその売上げを上げ
ないといけないですね。地権者をお願いされた補助なんですけど、地権者が作っ
てないもんなんので耕作者がその圃場の売上げを出さないといけないんですけど、出
せないんですよ。物が物にならないというもので、シャッフルして出せるんです

けど、結局その面積の圃場の売上げが、一応出すんですけど、そういう耕作者の負担がすごく大きくなっちゃうんで、ちょっと本当に慎重に考えて話をしていた方がいいんじゃないかなとちょっと思っています。

以上です。

議 長： これ、3年後にもう1回あるわけだ。

事 務 局： ○○○○さんのところは10年後ですね。

議 長： 10年後か。

事 務 局： はい。ほかは3年後に出てきます。ただ、毎年収量報告とかをしてもらわないといけないので、それもちょっと負担にはなるのかなと思います。

議 長： いや、正式な話なので、農産物の売上げとか収量とか、かなりシビアに影響してきますので、また後ほど事務局で話しましょう。これは難しいかもしれません。

5 番： 今のお話以前ちょっと私質問させていただいたんですけども、これでサイクリングを兼ねて現場、北潟のところに、今おっしゃった太陽光パネルの下にソバを作るという現地を見に行ったんですよ。本当にそこで、下、ソバ作ってるのかなという感じは、ちょっと今年の春なのでまだ種まきもする前の話なんで、ほんでやっぱ太陽光パネルの支柱とかがあって、とても機械化なんていうのはできるはずねえなという。ほんで本当にこんなところで収穫できたのかなというのはすごく素朴な疑問を持ったんですよ。事務局としては下は農地として扱うということで、農作物はちゃんと収穫して売上げしているって何かそういう証明書か何かは受けているんですかね。

事 務 局： 一応毎年2月頃に、設置者の方から収量報告を出してもらってまして、営農型発電を設置するには地域平均の8割以上は収量上げないといけないというふうになってまして、例えばJAに出荷したその出荷伝票とかそういったものを添付してもらって、ちゃんと収量を上げてるよというのを確認してます。

5 番： ただ、実際ソバを作ってるという現地確認はしてるんですね。

議 長： ほかによろしいですか。

◇ 閉 会

議 長： ないようですので、本日の会議はこれで閉じたいと思います。
どうもご苦労さまでございました。

令和6年6月26日

議 長

委 員

委 員